

総務建設常任委員会

平成27年9月11日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年9月11日（金） 午前9時30分 開会
午後2時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	西川	朗
委員	内野	悦子
〃	岡本	吉司
〃	吉村	優子
〃	阿古	和彦
〃	赤井	佐太郎
〃	下村	正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	増田	順弘
〃	白石	栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	生野	吉秀
総合政策企画監	本田	知之
まちづくり統括技監	松倉	昌明
企画部長	米井	英規
人事課長	吉川	正人
〃 補佐	吉田	和裕
企画政策課長	岩永	睦治
〃 補佐	高橋	勝英
〃 補佐	高垣	倫浩
総務部長	山本	眞義
総務財政課長	安川	誠
〃 主幹	森岡	偉晃
〃 主幹	吉村	雅央
〃 補佐	吉村	浩尚

税務課長	西村 圭代子
〃 補佐	中井 智恵
生活安全課長	門口 昌義
〃 補佐	植田 和明
都市整備部長	土谷 宏巖
都市整備部理事	
兼建設課長	木村 喜哉
建設課主幹	河合 忠尚
建設課長補佐	松本 秀樹
〃 補佐	西川 勝也
産業観光部長	下村 喜代博
農林課長	池原 博文
〃 補佐	福森 伸好
商工観光課長	岸本 俊博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田 馨
書記	中井 孝明
〃	谷口 亜耶

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第56号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 議第57号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 議第58号 葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正することについて
- 議第60号 葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第61号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日の総務建設常任委員会を開催させていただきましたところ、全員参加で、本日、付託されている案件が5件あります。慎重審議のほど、よろしくご協力のほどお願いいたしまして、開催の挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員の出席は、増田議員と白石議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りいたします。本委員会において、一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第56号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

下村部長。

下村産業観光部長 皆さん、おはようございます。産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第56号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」の指定管理をお願いするものでございます。

現在、葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」の指定管理につきましては、株式会社農業法人當麻の家に、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、運営いただいているところでございますが、現在まで県内でも優秀な管理運営の実績がございますので、引き続き株式会社農業法人當麻の家に指定管理者としてお願いするものでございます。期間は、平成28年4月1日より平成33年3月31日までの5年間となっております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第56号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第57号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議第57号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法と呼ばれておりますが、この法律が平成25年5月31日に交付され、平成27年10月5日に個人番号が付番されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨につきましては、番号法では住民票を有する全ての方に1人につき1つの個人番号、いわゆるマイナンバーを付して、これをもとに社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在しております個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。

この個人番号は、他の個人情報に比べて大変強力な個人識別機能を有することから、番号法の中では、その内容に含む特定個人情報及び情報提供等記録について、より厳格な措置を講じることとされており、この趣旨を踏まえて本条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、大きく2つの内容となります。1つ目は、本条第1条の改正でございます。第1条におきましては、特定個人情報の定義、特定個人情報の取扱者でございます本市が遵守すべき収集、利用、提供の制限など、また特定個人情報にかかります開示、訂正、利用停止などについての規定を設けております。

本条の施行期日につきましては、個人番号が付番されます平成27年10月5日となっておりますところでございます。

次に、2つ目の内容でございます。第2条におきましては、情報提供等記録、これは国の機関や地方公共団体が接続されます情報提供ネットワークシステムにおいて、特定個人情報を授受した記録でございますが、この記録につきましても、特定個人情報に当たるため、その定義、また利用の制限などについて規定を設けるという内容でございます。

本条の施行期日につきましては、番号法の交付の日から4年を超えない範囲内において、

政令で示される日を予定しております。

それでは、お手元にお配りさせてもらっております新旧対照表に基づきまして、改正条文等につきましての説明を申し上げます。

この表の左側が改正前、すなわち旧でございます、右側が改正後の新となっております。なお、赤色のアンダーラインの部分については改正内容となっておりますのでございます。

1 ページよりご説明申し上げます。まず、第1条の目的についてでございます。下線部の平仮名表記の3カ所を漢字表記に整理いたすものでございます。

次に、第2条第1号における個人情報の定義についてでございます。従来から本条例におきましては、法人の役員等に関する情報につきましては、法人の行為者としての意味合いから個人情報に含めておりません。この定義につきましては、変更はございませんが、文言整理のため当該規定をただし書きの規定から括弧書きの規定に変更いたしましたものでございます。しかし、特定個人情報であるところの役員等に関する情報につきましては、番号法の規定に合わせまして個人情報の定義に含めることにより厳格な保護の対象といたしております。

次に、同条の第4号でございます。ページは、1 ページから2 ページにかけてでございます。保有個人情報の定義につきましては、公文書がこの条文以降にも記載されてくるため、以下同じといった文言を追加したものでございます。

次に、同条の第5号でございます。番号法にて定義されております特定個人情報を新たに第5号として規定いたしましたものでございます。特定個人情報とは、個人番号、いわゆるマイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報と定義づけております。

次に、同条第6号でございます。前号の第5号で特定個人情報が定義されたことを受けまして、新たに第6号で保有特定個人情報の定義について規定いたしましたものでございます。保有特定個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、また取得した特定個人情報で当該実施機関が組織的に利用するものであり、公文書に記録されているものを保有特定個人情報と位置づけております。

次に、同条第7号でございます。第5号と第6号が新たに加わったことに伴う号ずれの改正でございます。

続いて、第8条第2項についてでございます。この条文は、個人情報の収集の制限について規定しておりますが、番号法に伴う特定個人情報に係る収集の制限につきましては、新設いたします第8条の2において別立てで規定いたしますので、混同を避けるため括弧書きの追加を行ったものでございます。

3 ページに入りまして、第8条の2についてでございます。特定個人情報にかかります収集の制限について、第8条の次に新たに第8条の2の条を加えるものでございます。

次に、第9条についてでございます。本条では、保有個人情報の利用及び提出の制限について規定いたしておりますが、番号法に伴う保有特定個人情報に係る利用の制限につきましては、新設の第9条の2で、また番号法に伴う保有特定個人情報にかかります提供の制限につきましては、新設の第9条の3において別立てにて規定しておりますので、混同しないよう見出し及び括弧書きの追加、文言整理を行ったものでございます。

4 ページをごらん願いたいと思います。第9条第2項と続く第9条第3項でございます。いずれも下線部の表記中に読点を入れ、文言整理を行ったものでございます。

続いて、5 ページでございます。第9条の2でございます。保有特定個人情報にかかります利用の制限について、第9条の次に新たに4項からなります第9条の2の条を加えるものでございます。

次に、第9条の3についてでございます。特定個人情報にかかります提供の制限について、第9条の次に新たに第9条の3の条を加えるものでございます。特定個人情報は、原則として他の機関への提供は禁止されていますが、番号法第19条第1号から第14号のいずれかに該当する場合に限り提供することができるものとなっております。

ページかわりまして、6 ページをごらん願いたいと思います。第15条第2項についてでございます。開示請求権を有する代理人について、第3項において特定個人情報に係る分を別立てとしたため、混同しないよう括弧書きの追加文言整理を行ったものでございます。保有個人情報の開示請求権者につきましては、本人及び法定代理人、親権者、成年後見人などとなっております。

続いて、同条第3項でございます。番号法に伴う特定個人情報につきましては、本人、法定代理人、加えて本人の関与について、より一層の保護が必要であるとの趣旨により、委任による代理人、任意代理人でございますが、この任意代理人につきましても、開示請求を認める必要があるため、新たに第3項として1項を加えるものでございます。特定個人情報が利用される社会保障や税の分野では、いわゆる税理士などの士業等に手続を委任することが多いと想定されることから、任意代理人を認める扱いとなっております。

次に、第19条第2項でございます。保有特定個人情報にかかります訂正請求につきましても、先ほどの開示請求における第15条第3項と同じく、任意代理人も行うことができる旨を規定いたしましたものでございます。

次に、第20条第1項についてでございます。保有特定個人情報にかかります削除の請求につきましても、新たに第21条の2において、保有個人情報とは別立てで規定しているため、混同しないよう括弧書きの追加文言整理を行ったものでございます。

7 ページに移りまして、第21条第1項でございます。保有特定個人情報にかかります利用の停止の請求及び提供の停止の請求につきましても、新たに第21条の2におきまして、保有個人情報とは別立てで規定しているため、混同しないよう括弧書きの追加文言整理を行ったものでございます。

次に、7 ページから8 ページにかけての内容でございます。第21条の2についてでございます。保有特定個人情報にかかります利用の停止の請求、消去の請求、提供の停止の請求につきましても、保有個人情報と取扱いが異なるため、第21条の次に新たに条を加えて規定いたすものでございます。

次に、第24条第2項についてでございます。法令の文言整理のならわしに従い、「の各号」といった文言を削除するものでございます。

9 ページに移りまして、第24条第2項第2号についてでございます。番号制度におきまし

ては、平成29年1月からマイナポータルが開設される予定でございます。マイナポータルとは、別名情報提供等の記録開示システムといいまして、インターネット上で個人情報のやりとりの記録が確認できるようになる内容でございます。このマイナポータルが平成29年1月から開設される予定でございます。これはパソコンで個人番号カードを使用して、マイナポータルにアクセスし、情報提供等記録や自己に対するお知らせ等を確認できるものでございます。このように開示すべき公文書に係る媒体の形態が情報化の進展によりまして変化することが予想されますので、これに合わせる形で規定いたすものでございます。

次に、同条第3項についてでございます。下線部の表記中に読点を入れ、文言整理を行ったものでございます。

次に、同条第5項についてでございます。訂正、削除、目的外利用等中止を決定した場合の対応につきまして、特定個人情報の利用停止を決定した場合の対応と共通しているため、利用停止の文言を追加するものでございます。

次に、第32条についてでございます。保有特定個人情報につきましては、他の法令により同一方法の開示の実施が定められるときであっても、マイナポータルによります情報開示の方が住民の利便性が高い場合が想定されるため、個人情報保護条例による開示の実施を重ねて行う必要があることから、当該規定を適用除外としたものでございます。

以上が本案第1条に掲げる改正内容でございます。

続きまして、11ページをごらん願いたいと思います。本案の第2条における改正内容を説明いたします。

まず、第2条第6号についてでございます。情報提供等記録の定義を第5号の次に新たに第6号として加えるものでございます。情報等記録とは、情報提供ネットワークシステムにおきまして、特定個人情報の提供が行われた場合に保存されます情報の授受に関する記録、すなわち情報提供者または情報紹介者、日時、特定個人情報の項目等でございます。これにつきましては、個人番号と対応する符号をその内容に含む個人情報であるため、特定個人情報という位置づけとなるわけでございます。

ページは12ページに入りまして、同条の第7号及び第8号についてでございます。第6号が新たに加わったことに伴います号ずれの改正でございます。

次に、第9条の2第1項についてでございます。本条につきましては、保有特定個人情報にかかります利用の制限についての規定でございますが、情報提供等記録につきましては、生命等保護のための必要性が想定されないことから、目的外利用の例外ではなく目的外利用は一切禁止されていますので、本条を適用除外といたすものでございます。

次に、13ページについてでございます。第21条の2第1項についてでございます。本条は、保有特定個人情報にかかります利用の停止、消去及び提供の停止の請求についての規定をいたしております。情報提供等記録につきましては、当該本人といえども、これらの請求ができないことから本条を適用除外といたすものでございます。

次に、13ページから14ページにかけての条文でございます。第24条の2についてでございます。情報提供等記録にかかります提供先への通知につきまして、第24条の次に新たに条を

加えるものでございます。

最後に附則でございます。本条第1条の規定につきましては、先ほど申しましたように、平成27年10月5日からの施行となっております。改正規定の溶け込み後の内容につきましては、本条第2条の規定が番号法の施行の日からの施行となっておりますところでございます。

以上、簡単ではございますが、本条例の一部改正につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長からいろいろご説明していただいても、私はわかりませんが、特に高齢者の方とか、そういうような人につきましては、なかなかこの制度は難しいんじゃないかなと思うのと、1つは、これ、もし努力してへんかったら、今のところで罰則規定はないと思うけども、たまたま登録してへんかったら、どういう不便さが出てくるのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 ただいまのご質問、マイナンバー制度の内容かと思えます。

10月5日に番号カードが通知されて、その際にマイナンバーカードを請求するか否かの自己判断を願うという中で、現在国の方で想定されておりますのは、税、社会保障、災害対策といった各情報機関の中での情報を個人番号同一人として位置づけ、利活用すると、こういう位置づけでございます。

お年寄りにつきましては、その通知番号が到着して、今度1月に交付されるカードについて要求するか否かの判断のところ、お説のようになかなか理解がしにくいこともあり得るので、既に広報誌等を利用して周知させてもらっておりますが、今後ともその辺のところ、この制度についての内容啓発を積極的にさせていってもらいたいと考えております。

なお、国におきましても、政府広報を通じて番号制度についての公共広告をなされておるところでございます。

また、仮に個人の番号カードの要求をしなかった場合、これについては現在、想定されております税、社会保障、災害対策、こういった面での機関の申請届け出等におけます各種公的機関から発行される証明書等の申請、提出、こういった面でより効率的な事務処理がなされていくといった効率面でのサービスが受けられなくなると、こういう面とあわせて、このカードの中に入りますチップの中に独自利用と、これは各市町村の団体におきまして、それぞれ現在考えられておると思うんですけども、独自利用といった中での個人番号統一に伴います、いろんなデータのやりとりの中でそういうサービスが、カードを要求しなかった場合、受けることができないという形になると、このように認識しております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長から説明していただきました。一応、マイナンバー制度はもちろん税、社会保障、

公的な機関、いろいろと便利になってくるということであるわけですが、今周知をしていくということで、今すぐですので、なかなかそれは徹底できないかもわかりませんが、周知をしていただきたいというのと、もし申請しない場合ということで、なかなかお年寄りというのは理解しにくい面もあると思いますので、そこらをきちっと説明してあげないと、なかなか難しいのかなというふうに思いますので、その点だけよろしくお願いしておきます。

西井委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第57号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号、葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井です。よろしくお願いいいたします。

ただいま議題となりました議第58号、葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の改正理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布、平成27年10月1日から施行され、共済年金が厚生年金へ一元化されることに伴い、葛城市職員の再任用に関する条例中の法律引用部分の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、新旧対照表をもってご説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、葛城市職員の再任用に関する条例附則第2項で引用している地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号が削除され、当該規定が厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に規定されたことに伴い、引用条文を改正するものでございます。

附則といたしまして、この改正条例は法律の施行に合わせまして平成27年10月1日に施行するものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、部長から説明していただいた年金法の改正、一元化ということで名称が変わったということですけども、職員は皆、共済組合へ入っていたけども、これが変わることによって何が変わるのか、それとも全然変わりませんよ、例えば一元化になるだけですよというふうになるのか、その辺はどうなりますか。

西井委員長 吉川課長。

吉川人事課長 人事課の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この年金の一元化で変わる部分でございますけども、現在サラリーマンにつきましては、国民年金の基礎年金部分、それと厚生年金部分で公的年金が構成されております。公務員につきましては、この基礎年金部分と共済年金部分と職域部分という3階部分がございます。この3つで公的年金が構成されておるわけでございますけども、平成27年10月からはサラリーマンと同様に国民年金部分の基礎年金部分と、厚生年金部分の2階建てということで、職域部分は廃止されるということで、年金額は下がるであろうということでございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 問題は職域部分が言われておるわけで、それを言葉は悪いけど、ばさんと切られたら、年金は当然減ってくるわけやな。一般企業やったら、厚生年金プラス企業年金、全てやないけども、大きな会社だったら企業年金は大きいわけです。共済は今までから職域部分があったわけ。それをばさんと切られてしまったら、これに何か救済というのか、例えば職域部分という言葉が悪いかしらんけど、ほかの部分で積み上げと言ったらおかしいけども、その辺は議論されてないんですか。ただ、今世間で言われているように、公務員は結構やと、別口があると、やかましく言われているけど、言われているからばさと切ってしまうようになつたら、やっぱりみんなの肩にかかってくるから、私もどうなっているのかなと思って質問させてもらったんですけど、その辺はどうですか。これは一切あきませんと、ずばっと全部切ります、いわゆる厚生年金と全く同じですよということになるんですか。

西井委員長 吉川課長。

吉川人事課長 ただいまのご質問でございますけども、この辺は社会保障制度と税の一体改革という部分で議論されている部分でございます。年金制度の安定性等を考慮して原資である部分を拡大するというので厚生年金制度に統一されるということでございます。

今、企業年金とおっしゃいましたけども、民間では、いわゆる退職一時金と企業年金と、この2つの部分で退職金に当たる部分を構成されていたわけでございますけども、公務員につきましては、今言いました企業年金と退職一時金を合わせた形で退職手当が支給されておったわけでございます。これが引き下げられまして、もう既に今年度から約2割近く引き下げておりますけども、この部分に職域部分ということで上乘せをされまして、企業と同じような形で退職後の退職手当の部分を賄うということになりまして、年金と退職手当を合わせまして民間とほぼ同じ水準になっていくということでございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 結局、その分を退職金に上乘せというか、ある程度の手当はできると。せやから、心配するようにはさんと切られるのと違うと、こういう解釈でいいわけですね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第60号、葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいま上程となっております議第60号、葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、少子高齢化社会の到来、また就業構造の変化などによりまして、消防団員が全国的に減少する中、女性消防団員など幅広く団員の確保を図っていく必要があることから、市の消防団本部に防火、防災に関する広報、啓発活動などを主に行っていたく女性消防団員の枠を新たに設けるとともに、男性消防団員の枠の増を設け、消防団活動のより充実強化を図るために、所要の改正を行うものでございます。

そこにつきましては、平成27年10月1日からとなっております。お手元にお配りしております新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

第2条、定員に係る改正でございます。現行の定員は115名でございます。新たに女性消防団員の枠として12名、また男性消防団員の枠の増として3名、合計15名の増員をいたし、改正後の定員を130名といたすものでございます。

附則についてでございます。施行日は、先ほど申しました平成27年10月1日からと規定いたしますものでございます。

以上、簡単ではございますが、本条例改正に伴う説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 今度、新たに女性の消防団員ということで12名募集ということです。この募集の仕方というか、葛城市全域にわたってということですか。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

募集については、現在のところ、葛城市全域にわたってお願いすると、こういう形を考えております。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 希望者にもよりますけど、當麻地区に固まるとか新庄地区に固まるではなくて全域に、市民にたくさん知ってもらうためにも、ばらばらというか、できたらそういうふうにしてもらうというふうには、それだけお願いしておきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、説明していただきました団員不足は、全国的な問題になっていると思うんですが、まず1つ、今現在、定員は115人で欠員がおられるのかということと、それから今、吉村委員は女性消防団の質問をされたと思うんですが、広く募集するのもいいと思うけども、固まったりしても困るので、今、當麻地区、新庄地区と言った意味はわからんけども、できたら、私はそういうふうな形で1つの団体をつくってもらったらどうかなというふうに思います。

それと、3人増員するということですが、その配置、例えばどこの分団に1人ずつ配置するとかしないと、例えば本部分団づけですよということになってきたら、その3人の団員さんが火災や災害に遭ったときにどういう行動をしていくのかということになってくるので、その辺とか、いわゆる各分団で地域性があると思うんです。だから、その辺りをどういうふうにご検討されるのか、この際にお聞きしておきたいと思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 ただいまのお尋ねでございます。

欠員については、現在114名ということで1名の欠員でございます。

また、女性消防団にかかります、ご心配いただいております地域に偏り、偏重等のご質問でございますが、できるだけバランスよく配置の方をしていきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 岡本委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回10月1日から募集を始めます。広報やホームページ、いろんところで募集をさせていただきまして、その応募状況にもよってくると思います。できるだけ市内全域から応募していただけるように声かけをしていきたいと思っておりますし、また地域の中でご推薦いただいた

りとか、「ちょっとあんた、入ってみいよ」というような方がいらっしゃったら、たくさんになりすぎるのか、全然足りないのか、ちょっとまだわからないので、そのあたりは皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

それと、3名の分ですけれども、先ほど山本部長は115名の定員のうち114名、1名欠員だというふうに言いましたけれども、これを今まででしたら、例えば第1分団で1名が足りなかったら、第1分団の中で探しました。だから、声をかけると2、3名の方が「いいですよ」と言ってくださったけど、定員は1名しか入れられないから、あとの2名の方は断って1名だけ入れてきました。そして、また今度、時間がたってまた欠員ができたときに、この間、2名余分におったなと思って声をかけたら、「いや、ちょっと無理です」と言われるようなこともあったわけです。そんなときに枠としてとらせていただいて、どうですかと聞いたときに、「僕もいけます」と言って何人かいらっしゃったら、できるだけその方にも参加をいただけるように、分団の枠というのはありますけれども、それ以上に本団で枠を持っておいて、その分団につけるというような形で、1名オーバーでも、第1やったら第1に所属をしてもらおうという形で運用をしていきたい。やはり人材というのは、どのようなタイミングで出てくるかというのはわからないですから、フレキシブルに活用できると。各分団の枠というのをそれぞれ持っておられますけれども、この3名につきましては、本団も持っていますけれども、その地域で出てくる各部団の地域に所属をしてもらえるように配置をしていこうという形に考えております。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、市長から答弁をいただきました。これはなかなか女性の消防団は難しいと思いますけれども、もちろんそれは応募しないと「行くわ」と、なかなか行けません。ですけれども、どうしてもそうなってきた場合は、田舎と言ったら悪いですけれども、特に忍海校区のようなところについては、なかなか応募する人は少ないだろうと思います。ですから、私はそのことを懸念するので、応募される地域が恐らく新しい住宅に固まると思うんです。ただ、新しい住宅と言ったら失礼になるかもわからんけどもね。そうなってきたら、やっぱりなかなかバランスが難しい。私は、発想は確かにいい発想だと思います。女性消防団にして啓発をやっていくとか、あるいはまた災害現場で心のケアをやっていくとか、これは女性特有の仕事なのか、これは大事なことだと思います。この発想は、私はいいことだと思うんです。けれど、その辺を今、市長に「こうしなさい」と私は言えませんが、ただそういう希望として、広く遠くから集めることもいいけども、ある程度のバランスはとってもらいたいなど。これは要望しか仕方ないと思います。

それと、今団員の話がされたと思うんです。私が言いたいのは、本部分団とは何かということです。いわゆる正副団長と各分団長、副分団長、ここに経験者がおられますけれども、それが俗に言う幹部会、本部分団という形に今でもなっておると思うんです。そこにその3人を、発想はそれでいいと思うんですけど、その3人に張りついた人がどういう活動をするのかということ聞かせてほしい。それやったら、130人の定員をふやして、どの分団で定員をふやすのかわからないけれども、ある程度のところで分団の数を増やしておいてそこへ入っ

ていただいて、例えば1名欠員が出たときにその分団から回ってもらうとかしないと、団員さんの活動がどうするのかなど。本部分団だけ登録しておいて、例えば火災が起きました、災害が起きました、その人がどういう活動をできるのかなと心配するから、私は聞かせてほしいということで、きちっと張りつけてやらないと。

(「分団じゃない」の声あり)

岡本委員 いやいや、本部分団に入るのと違いますか。

(「違う違う、分団分団」の声あり)

岡本委員 各分団に分かれますのか。

(「各分団や」の声あり)

岡本委員 各分団に分かれますのか。3個分団なら3個分団に。

(「そうそう」の声あり)

岡本委員 なるほど、わかりました。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 そしたら、例えばその方が住んでいる地域が第1分団だったら、一応第1分団に入って、第2分団で欠員ができたなら、その方は第2分団に行くということですか。そのまま第1分団、今度第2分団で2人の欠員ができた場合はまたそこで募集するんですか。

(「そうですね」の声あり)

吉村委員 そしたら、この3名が同じところの地域に固まった場合、もし第1分団やったら第1分団に3名入れて、ほかのところはふえないということですか。

西井委員長 市長。

山下市長 できるだけ広くからとっていいとは思いますが、そんなにうまく状況がいくかどうかというのはわからないですけども、運用していきながら、ただ住んでいる地域が第1なのに第2が欠員やからそっちへ回ってくれというのは、なかなかこれもできないことやというふうに思います。だから、その中の運用というのはちょっと状況を見ていきながら、やっていかないと、ベストの状況というのはなかなかわからないと思いますので、とりあえずこれで済ませていただいて、ちょっとやっぱり具合が悪いでという形になっていったら、また違う方法を、どういう形で確保していったらいいのかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 よろしいですか。

阿古委員。

阿古委員 女性消防団員ですね、これは数年前からいろいろ話は出ていたと思いますが、まず広報啓発活動ということをおっしゃったんですけども、具体的にどういう活動を予定されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 現在、考えておりますのが火災予防、地域防災に関する広報指導ということで、消防署の方、各大字、婦人のお方対象にいろんな消火に関する講習とかをなさっております。そういう際に同行していただいて、手助けする中での防災、それと消火予防といった面での

活動をお願いすると。

また、その際に応急手当の普及等を、地域に残られております女性のお方でもできる応急手当の普及活動とか、災害時におきましては弱者のケア面、心の支えといったことで幼児とかお年寄りが災害現場におられた場合、そのケア的なところについてあげて、支えてあげるといった、こういう後方的な支援といったものも視野に入れておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうすると、その女性消防団員の方はかなり研修というか、訓練を受けていただかないといけない内容ですね。現場に行って消火されるというわけではないということですね。というのが、これは応募来月からされるんですよね。せやから、具体的な内容が提示されていないと応募しようかな、しないでおこうかなという判断ができへんからちょっと聞かせていただきました。

それと、今回一般の3名というのは、これはあくまで枠どりであって、本部全体の欠員の数としては3名が更にふえるやろうと。だから、一時的にという理解の仕方をするんですけども、女性消防団員の方はもう募集されるわけですから、それに対する予算、どれぐらいかかるというふうに計算をされているのか。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 一応、今考えておりますのは、12名の中で部長、班長、団員と、そういう枠どりになると思います。部長につきましては、月1万4,000円、班長につきましては、月1万3,000円、団員につきましては、月1万2,000円ということで決まっております。その方、それぞれ1年間ということで、合計しましたら176万4,000円、その分の報酬という、そういう費用が別枠として発生する予定となっております。

それと、装備としまして、今度4月1日に発足する予定としまして、各女性消防団に対する服装でございます。服装の購入費につきましては、消防協会からもらう標準的な服装、それ以外の服装も予定しております。その分ちょっと金額はまだいただいておりませんが、要るということで、ご了解よろしくお願ひしたいと思ひます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 聞こうと思ったのを先に言われたので、発足がいつになるのか。というのが、これ、僕は条例が上がってくるときに見方というのがあって、実は条例と予算は一対で見るんですよ。条例の変更がされると何月何日施行であれば、それ以降、予算が発生するから、せやから、それが両方提示されているかということ、実は審議の中では一番最初に判断するんです。せやから、今予算を聞いたのはそういうことなんですよ。せやけど、発足がまずいつなのかというのをちょっと確認したいなと思ひます。

西井委員長 山本課長。

山本総務部長 先ほど課長が答弁いたしました発足については、平成28年4月1日を予定しております。

なお、本来、本条例改正に伴っての予算、大体生じるような場合は9月補正、予算書とセ

ットで提案をさせていただき運びでございます。今申しましたように、実際に発足、報酬が生じますのは4月1日以降と。また、服装の準備、大体ほぼ近いところについては、財団法人の日本消防協会よりいただくと、こういう形になっておりまして、平成27年度についての予算については、今のところは必要ないと。まず、条例で枠どりと新規の12名を合わせての130人に改正していただいて、募集事務にかからせていただくと、こういう形となっております。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうすると、次年度から予算計上はしていくんやと。それで、条例の方だけ先に募集をかけるから入れますよという話なんですね。それで、これは発足が4月1日ですね。4月1日にできて、じゃあ、すぐにスタートできるのかどうかというのが、今のお話を聞いていると、ほぼ啓発活動という中で、ある一定の知識を持っていただかないといけないわけですね。当然、講習も受けていただいているんな知識を持っていただく。

それと、今度はさらに現場で後方の支援やということやけども、それもやはり後方であっても非常に危険は多いですから、その訓練も受けていただかないといけない。せやから、当然4月1日に発足しました、はい、スタートできますという形にはなかなかならないやろうと思います。それを考えたら、ある一定の訓練期間というのは、僕は必要やと思うんですけども、逆に言ったら、その訓練ぐらいの予算の補正が上がってきてもよかったのかなという気はしますけどもね。ほかの自治体でも女性消防団というのは、過去においてもありますから、それを現場で本当に筒先を持って水をかけますから、そういうところもありますからね。

とにかく本当にその内容を精査して、何を女性消防団員の方にやっていただくのかということも精査しておかないと、募集するに当たって、僕は非常にまた混乱を招くのと違うかなと。要は募集をして、申し込みました。「私はこんなことをするとは知りませんでしたから、やめておきます」とかというような話にもなりかねないから、その辺の精査だけはきっちり。それと、訓練する内容はきっちりとしていただきたいなと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、阿古委員がいろいろ心配してもらっていますけども、例えば普通の団員は消防学校へ行くわけやけども、女性消防というのは消防学校とか、そういうところの訓練は今のところは考えていないということですか。それとも、4月に発足してそれから何人かずつ消防学校へ行って、そういう専門的な教育を受けるということをされるのか、それだけちょっと教えてほしいと思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 この条例改正後に、募集の方に消防団の方ともいろいろ協議して募集の方にかかりたいと思っております。できるだけ早い時期に募集の方がうまく募れて広域的にバランスよく

いって、その場合、また内々的にいろんな資料とか、その辺をご本人さんの方にもお渡ししながら、まず認識をいただくということでございます。

あと、実際の活動内容については、男子団員も同じく4月1日に人事発令がある、そこからいろいろ行動に入っていくわけですね。消防学校等々も入られての活動に入っていくわけですね。そんな中で、葛城消防署ともいろいろ話をしながら、より適正な指導、教育、機会の場を設けていただいて、徐々に熟練の方に向けて行っていただければと、このように考えております。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長の話ではそういう消防学校とか、一遍にできへんと。せやから、消防署もあるわけやから、消防署員から本当に基本的なことを教えていただいて、徐々にやっていくと、こういう解釈でいいわけですか、そういうことやねんな。せやから、一遍にできへんと。だから、今初めてつくってんから、いろんな消防というのはどういうもんやということを消防署の署員にいろんな講習をしていただいてやっていくということやな。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時38分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託されておりますので、本員会の関係部分について提案者の内容説明を求めます。

山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いしたいと思います。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,782万3,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億2,563万7,000円といたすものでございます。

なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分につきましてのご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページ、歳出の事項別明細書からご説明申し上げます。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございます。補正額は64万8,000円でございます。財務会計システム変更委託料となっております。

次に、4目の財産管理費でございます。補正額は70万円でございます。修繕料の追加となっております。

次に、2項徴税費、1目税務総務費でございます。補正額が286万3,000円ございまして、ふるさと応援寄附にかかります報償費の追加となっております。

ページをめくっていただきまして、8ページをごらん願いたいと思います。5款農林商工費、1項農業費、6目の農地費でございます。補正額が550万円ございまして、東室池漏水にかかります応急復旧工事のための測量設計等委託料と工事請負費となっております。

続く、2項林業費、1目の林業振興費でございます。補正額が200万円ございまして、奈良の元気な森林づくり推進事業委託料となっております。

次に、7款消防費、1項消防費、2目の非常備消防費でございます。補正額が5万6,000円ございまして、消防委員会委員報酬の追加となっております。

続く、3目の消防施設費でございます。補正額が76万1,000円ございまして、消耗品費で16万1,000円、消防施設整備事業補助金で60万円の追加となっております。

ページをめくっていただきまして、10ページをお願いいたします。11款諸支出金、1項基金費、10目ふるさと創生基金費、補正額が341万円ございまして、ふるさと応援寄附金の積み立てとなっております。

次に、11ページでございます。今補正予算にかかります給与費の明細書でございます。特別職での追加でございます。これは消防委員会委員報酬の追加に伴うものでございまして、補正前と補正額の比較で申し上げますと、その他の欄で補正前の報酬額2億3,103万円、計の欄2億9,475万円に対しまして、補正後の報酬額が2億3,108万6,000円、計2億9,480万6,000円ございまして、比較といたしまして、先ほどの補正額5万6,000円の追加となっております。

給与費明細につきましては以上でございまして、続いて歳入に入らせていただきます。

事項別明細書の5ページをお開き願いたいと思います。11款分担金及び負担金でございます。1項分担金、1目農林商工費分担金ございまして、補正額が50万円となっております。土地改良事業分担金でございます。

次に、14款県支出金でございます。3項県委託金、3目の農林商工費県委託金につきまして、補正額が200万円でございます。森林とのふれあい推進事業委託金となっております。

ページをめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。16款寄附金ござい

す。1項4目のふるさと応援寄附金でございます。補正額が341万円でございます。

次に、17款繰入金でございます。1項1目の財政調整基金繰入金につきましては、補正額が1,050万7,000円の追加となっております。

以上、簡単ではございますが、本委員会所管にかかります補正予算内容についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、第7款消防費の消防施設費76万1,000円についての内訳をお願いいたします。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

消防施設費の方のご質問と思います。消耗品費で16万1,000円、また負担金補助及び交付金で60万円という、その中身でございます。今回、消耗品費として16万1,000円の分でございますが、この分は消防格納箱の取り付け用防止ブザーの購入費でございます。各大字にて整備していただいております消火栓ホース、格納箱に収納されている筒先等、資機材の一部が滅失している状況でございます。これらの資機材は災害時の発生時に最も機動的かつ迅速に利用できるように、日ごろから備えておくという必要がありまして、緊急時に使用できないという事態が生じないよう、各大字にて管理や点検を実施していただいております。盗難の被害を防ぐためにも、見回りの強化を努めていただいている次第でございますが、今回管内にある消防格納箱に防犯ブザーを設置いただきまして、防犯体制の強化に努めていただくようお願いするものでございます。

また、消防施設費の負担金補助及び交付金の60万円でございますが、消防施設費の負担金補助及び交付金としまして、消火栓、用具の購入補助でございます。この対象としましては、格納箱、消防用ホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓キーで、購入費用の3分の1を補助しております。当初予算ですが、80万円を組んでおりましたが、9月10日現在で124本の筒先、また61本のスタンドパイプが盗難に遭っているような状態でございます。被害総額が219万5,296円となりまして、現在73万1,700円を支出している状況でございます。それに対する今回の予算計上でございます。よろしくお願いいたします。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 全国放送でも流れたぐらい葛城市は盗難が多いんですけども、このブザーですけども、これは全部格納庫かな、それが幾つあるのかわかりせんけど、幾つ分の16万1,000円ですか。現物支給になるんですか。それも含めて。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 一応、現在つかんでいるボックスの数ですが、830前後ということを知っております。その中で1,000個、一応用意させていただきまして、現物支給させていただく予定を考えております。よろしくお願いいたします。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 1,000個で16万1,000円ですか。ちょっとこれは聞きにくいんですけども、ある区長さんはもう既につけられているんですって。つけた分はどうしてくれるんですかとおっしゃっているんですけど、金額もこの知れたお金なんですけど。それと、これ、かなりブザーの音がすごい大きいんですけども、それでもつけた大字で既に盗まれていると。多分、夜だったら聞こえるんでしょうけど、昼間のやかましいときにとられているんだらうと。そこはシールも格納庫の前にブザー作動中と張ったにもかかわらず、とられているというから、今からつけられるときに、これを支給されるにつけても用心してくださいということは必ず言わないといけないですし、ある大字では女性の方が開けて、音が鳴りやまないと区長さんとか走っていかれて、そういうのでも閉めないで鳴りやみませんよというの、小さいことですけど、それも言っていただきたいというふうに思います。先ほどの件、1つだけ。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 お渡しさせていただくときに十分配慮をしながら、区長さんの意見を聞きながら、またお渡しさせていただけるように努力させていただきますので、よろしくお願ひしたい、そういうふうに思います。つけられた分につきましては、その分、一応原則としてお渡しさせていただくというのが原則だと思いますけども。

吉村委員 現物をですか。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいまのお尋ねの件でございますが、既につけられた分については、それはそれで生かしていただくということで、電池の寿命等々もあるし、今後増設される場合にも使えるということで、ご理解願えたらと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 歳出の7ページの財産管理の修繕料70万円の内容、それから8ページの農地費、測量設計工事請負と補修をされているわけですけども、場所と工事の内容について。それから、林業振興費、奈良の元気な森づくり推進事業200万円、これ、場所がどの辺になるのか教えてもらいたいというふうに思います。

西井委員長 安川課長。

安川総務財政課長 総務財政課長の安川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、今最初にお尋ねの財産管理費の修繕料でございます。これにつきましては、當麻庁舎の敷地内におけます漏水工事、漏水が起きまして、その復旧費用としての70万円を今回計上させていただいております。

以上です。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問のありました農業費の委託料、工事請負費でございますが、工事請負費500万円につきましては、東室地内にあります東室池の漏水に係る応急復旧工事費でありま

す。

また、委託料といたしまして計上させていただいております東室池の漏水に係る応急工事の測量設計委託料であります。

また、林業振興費につきましては、奈良の元気な森林づくり推進事業である笛吹神社山で計画しております森林とのふれあい推進事業委託料として200万円を計上させていただいております。この事業は、当初予算におきまして1,000万円計上させていただいておりますが、県の事業費内示におきまして1,200万円となり、200万円増額内示されたものに伴い、200万円を増額計上させていただくものであり、歳入といたしましても、森林ふれあい推進事業委託金として、補助率100%として200万円を計上させていただいております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 まず修繕料、當麻庁舎の水漏れということやな。敷地内ですか。當麻町は古かったら、交互で出てくるということか。そうでもないの、それは漏れなわからへんな、なるほどな。

それから、農地費、東室池ということやけども、ここで補正が出たということは緊急を要するということやと思うんやけども、今補正をしていつごろかかりますか。水を抜かなあきませんか。すぐかかりますか。せやから、できるだけ早くしてあげてほしいと思います。

それから林業振興、これは100%補助やけども、増額になったということで、もともとは笛吹神社に予算の1,680万円ほど見てあったと思うんやけども、それを追加で200万円を増額すると、そういう解釈でいいわけですね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 10ページのふるさと創生基金で、今回の補正で341万円出ていますけども、累計では多分541万8,000円なのかな。それで、今回のだけで結構ですので、その寄附金に当たる件数が何件ぐらいあるのか。

西井委員長 西村課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願いたします。

今回の積算でございますけども、4月から6月までの間に120万円の寄附金がございます、1カ月40万円の平均で出しております。それで、12月につきましては、例年ほかの月よりも倍ぐらいございますので100万円と積算いたしまして、年間で寄附金が541万円ということで、ほとんどの方が1万円の方なので、約541人ぐらいの積算でやっております。ですから、当初の予算が200万円でしたので、残り341万円の増額ということでよろしくお願いたします。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 1件当たりの寄附金は大体1万円であろうということですね。大変なことやと思いますね。これ、支出の欄にほかのところにありますものね。寄附金に関する市から持ち出すべき費用というか、あれは景品とは呼ばないんですね、お礼の部分がありますので、かなり大変なことやと思います。

それで、これは掌握されているのかどうかわかりませんが、これは市外の方が葛城市に寄附していただく分ですよね。じゃあ、葛城市の方が市外に寄附されている件数というのは掌握されているんですか。寄附されている件数もしくは金額でも結構です。

西井委員長 西村課長。

西村税務課長 西村です。

ちょっとまだ平成26年度は出ておりませんが、平成25年度でしたら27名の方が162万7,000円、市外に寄附されております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 これはちょっと1件当たりの単価高いですね。当初の自治体をまたがって寄附されて一定の控除を受けられるというのは、僕は考え方としては東京に財源が集中する中で、地方に直接1つの迂回路といいますか、交付税という形じゃなくて、個人の方が直接自治体にお金をいろんなつながりがあって寄附されるということは、僕は非常におもしろいというか、有意義なやり方やと思うけれども、今のこれは、すると非常に微妙な感覚になってきているのかなという気はします。この制度がそういう制度なんやからしようがないけれども、1件当たりの単価が1万円ぐらい、今回補正で上がっているのは340万円で、それで今言っているお礼の部分が280万円ぐらい上がってきたのかな、ということを見ると、ちょっと何か工夫される方がいいのと違うのかな、という気がします。

確かに、寄附していただくのは非常にありがたい。ありがたいけども、それが本来その制度の持っている目的とか意味とは、離れたやり方を各自治体がやっているのと違うかな。だから、僕はその辺の精査はしていただかないと、自治体同士が結局お金が減っていくだけの話なんです。どこも得しない。確かに、個人の方が寄附された人は、得といたらおかしいけども、一定の恩恵を受けられるけども、その恩恵を目当てに寄附されるという行為を継続させるようなやり方というのは、本来のこのシステムというか、本来のやり方とは相反するものやという気がしますので、平成25年度の市外に寄附していただいている金額が162万円ぐらいであるのであれば、受け入れは別に、僕はあるのかなのか、いいのかわからへんけども、差額から考えると、そこにさらに葛城市の税金を投入してやるバランス的なことを考えると、何か葛城市では独自の方法をされる方がいいのかな。

例えば、物で渡すのではなくて、物じゃない何かで寄附していただいた方に感謝の気持ちを伝えるやり方があるのではないかと。そういう模索をされるのは、僕は将来的にいいのと違うかなという気がします。これはあくまで僕の意見ですので、要望という形で聞いていただいて、もしそういう精査をしていただけたらありがたいなと思います。

これは以上にしておきます。

西井委員長 市長。

山下市長 最近はこの本まで出てきているというふうに、今、阿古委員がご発言をされたことは、私どもも同じような思いであります。特産品があるところは、肉があったりとか魚介類があったりとか、名前がよく通っているブランドのお米があるところとか、そういうところに結構集中して、何億円ものふるさと納税を集めておられる自治体もありますし、またそういう

ものがないからといって、よそから仕入れてそれをお礼の品として、自分のところのまちでつくっていない物を仕入れて渡されているというところもあるようでございますけれども、やはり私もこれは本来の考え方とはちょっと違うんだらうなというふうに思います。

ただ、葛城市の場合は、葛城市にふるさと納税をしていただいた方に葛城市で物をつくっておられる方々の品をお礼に送らせていただいていると。そこに市の税金で買って、それを送っているところで、どうだろうという阿古委員の疑念というか、思いというものもあるでしょうけれども、ただ葛城市内の物を消費していくとか、葛城市内の物を買上げさせていただくということで、葛城市のそういうものをつくっておられる方々の消費喚起になったりとか、貢献をさせていただいているということ、葛城市の方針としては、よその物を仕入れて売るなんていうことは、本末転倒だというふうには思っておりますし、市の中で消費をしてもらえそうな物ということで、今後も考えてまいりたい。それだけじゃなくて、あとは体験も含めて、葛城市独自の方法というものを考えてまいりたいと、これも私も所見というか、考え方でございますので、それだけ申し上げておきたいと思っております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 僕が申し上げたのは、物じゃない何かの感謝のあらわし方をこれから考慮していくべきではないのかという話を、実は問いかけたわけなんです。要は寄附される方は何で満足されるのか。物をもらうことで満足されるのか、それとも心の部分で寄附してよかったなと感じ満足されるのか。もし葛城市はこんなやり方でやっていますというのを全国発信できるような、そういうようなものがもし見つけられたら素敵やなと思って、僕は言ったんです。それだけ誤解のないように。物とは離れたやり方で何らかのものできないのかなという気がして。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

引き続きまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。本件につ

きまして、現在の事業の進捗状況及び8月7日の開催の第2回葛城市議会臨時会で上程された議第45号、工事請負契約の締結について、新・道の駅調整池造成工事の審査において質疑があった調整池容量の求め方及び地域振興等の工種別内訳などについて、理事者より報告願います。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

まず、お手元の方に配付させていただいております資料につきまして、かつらぎ道の駅調整池規模の根拠というペーパーと地域振興棟請負工事費、こちらの資料をお配りさせていただいております。

まず、地域振興棟の請負工事費につきまして、工種別の内訳をお示しさせていただいております。総額8億523万3,960円に対しまして、建築工事費が4億4,267万7,530円、設備工事費が2億9,831万6,330円、その他工事費としまして6,424万100円、こちらの内訳になっております。

以上でございます。

続きまして、調整池の規模の根拠につきまして、1枚ペーパーをお配りさせていただいておりますが、こちらについても若干ご説明させていただきますと、調整池の調整容量につきましては、降雨強度50年確率によりまして、調整池容量2,073立方メートルと堆砂容量50.6立方メートルを決めております。これらの合計の2,123.6立方メートルに対しまして、調整池の規模の方を検討しております。調整池容量、冒頭に書いております2,073立方メートルと堆砂容量50.6立方メートル、これらの値につきましては、大和川流域調整池技術基準により容量を算定しております。

基本となりますのは、開発区域の面積とその周辺で造成に伴いまして、若干のくぼ地ができます。そのくぼ地を埋め立てる関係もございまして、それらを足し合わせた合計3.373ヘクタール、この面積に対しての必要調整量というものを大和川流域調整池技術基準に示されております基準に合わせて容量の算定を行っております。この基準上、1ヘクタール当たり585立方メートルの水量を調整する必要があるというふうに示されてございまして、先ほど申しました3.373ヘクタールに1ヘクタール当たりの調整量585を掛け合わせました1,973.2立方メートル、これが必要な容量になります。

県の指導に基づきまして、大和川流域ため池治水機能保全対策指針というのがございまして、今の開発地内に古池と呼ばれております既存のため池がございまして、これが造成によりまして廃止される、これによって失われる治水機能分を確保するというので、先ほど申しました大和川流域ため池治水機能保全対策指針から失われた分の容量、これを計算しますと99.8立方メートルになります。先ほどの1,973.2立方メートルとため池の機能保全99.8立方メートル、これを足し合わせた量が2,073.0立方メートル、お手元に配付させていただいております調整池容量のところに書いております水量になるわけでございます。

堆砂容量につきましては、これも大和川流域調整池技術基準上に書かれております年間の堆砂量1.5立方メートル、これに想定する堆砂年数10年を掛け合わせまして、1ヘクタール

当たり15立方メートルを設定させていただきまして、冒頭申しました対象面積3.373ヘクタールを掛け合わせることで、設計上の堆砂土量が50.6立方メートルということになります。2,073立方メートルと堆砂容量50.6立方メートルを足し合わせた2,123.6立方メートルに対して、調整池の構造を決定していくことになるわけでございます。

本来ですと、この2,123.6立方メートルの容量を確保するために、どれだけの池をつくるかという設計に入っていくわけですが、今回施工する調整池につきましては、2次製品を採用しておりまして、基本的な寸法というものが決められております。今回のこのペーパーの検討につきましては、採用する調整池のサイズが必要調整容量2,123.6立方メートルを満たすものになっているかどうかという検証のペーパーになっております。

調整容量につきましては、2,123.6立方メートルに対しまして、余水吐ですとか、そういったものを設ける必要がございまして、ペーパー中段に書いてございます設計越流水深415ミリ、あとは調整池の設計上、掘り込み式、今回のような地下式の構造の場合、余裕高300ミリ、これが今回は335ミリを採用させていただいていますが、これが2次製品を扱うに当たって、300ミリ以上という基準を満足しようとする、335ミリを設定しないといけないということになっております。この2つを足し合わせた750ミリというものを下の図の黄色の部分、これが750ミリの幅を示しておりますが、水色の部分が2,123.6立方メートルをためるのに必要な空間、その上に余水吐として必要な空間、これを足し合わせたものが今回の構造の全容となっております。

途中に構造を支える柱等が入っておりますので、全体の空間に対しまして、そういったものを控除して95%というものを掛けた2,753立方メートルというのが、この構造が持つ空間の全体になりますが、調整池の必要規模としては2,704立方メートルあれば十分であるということで、構造上の空間が必要規模を上回っておりますので、十分な調整能力を持つ、今回の開発に対して十分な調整容量を持つ躯体であるということで、今回の設計の内容としております。

簡単ではございますが、以上で説明にかえさせていただきます。以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 丁寧な説明ありがとうございます。これは多分、前回の臨時会やったのかな、そのときの契約案件、貯水池のその算出根拠はというところでの話やと思います。それで、実は欲しかったのは、今おっしゃっていただいた口頭の部分が実は見たかったんですよ。でき上がった貯水池の図面じゃなくて、1ヘクタール当たり585立方メートルとか、今言っているくぼ地の問題ですとか、口頭で説明していただいた部分のものが欲しかったんです。

というのが、非常にあのエリアというのは危険なエリアやと、県の方でも認識しているわけです。私たちもそう思っているんです。そうすると、今の貯水池のところは本来は小さいけど、川がある上にできてくるわけなんですよね。そうすると、あと川の流れをどうするか、そのまま直接貯水池に入れるとか、そういういろんなことを聞かせていただかないと、契約議案に対して判断ができません。本当にこの貯水池が小さくて済むんやったら安く上がるし、それで本当にもっと危険度が高いと思うんやったら、もっと大きなものにせなあかん

し、その辺の判断をするに当たって、臨時会でぼんと出してこられて、それでこんなんでは判断できないですというお話をしたんです。だから、かなり調べてくれたのは説明していただいたらわかっていますので、その資料だけで結構ですのでいただけたらと思います。

じゃあ、1点だけ、今言っている川をどうするんやというところだけ、非常に気になっていたところなので説明もらえますか。

西井委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 ただいまの阿古委員からのご質問ですが、既存の川につきましては、勾配等の関係もございまして、今造成をするということで地盤の高さが上がる関係上、管路の形で埋設されて、もとの流出口の方に導いております。

今回の調整池につきましては、先ほども申しましたように、開発の対象となる区域の雨量を調整するという形になっております。流れは変わりますが、量的には元の状態を変えない量ということで検討しております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうすると、水路としては、今は表面に出ているけども、それを地下を通して河川は変えないんですよという理解の仕方ですね。なんかちょっと私、違うようなことを聞いたような気がしたけれども、わかりました。では、すみませんが口頭で説明された部分の資料があれば後で結構ですので頂戴したいと思います。お願いします。

西井委員長 そしたら、阿古委員に直接渡してもらいますから、資料については。

阿古委員 わかりました、じゃあ、そうします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 前回お願いしておった工事請負案件の内容をいただきました。建築工事、設備工事と分けられているわけですが、設備工事はほとんど電気関係等に入ってくるのか、あるいはまたクーラーとか、そういうようなものが入ってくるのか、内容を教えてほしいのと、普通の建築工事というのが設備工事にも入ってくると思うんです。その他の工事というのは、ほどなく造成費用が主なものではないかなと思っています。設備工事は大体主にどんな内容のものが入っているのかということをお願いしたいと思います。

西井委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 都市整備部の木村でございます。よろしく申し上げます。

ただいま岡本委員のご質問でございますが、建築工事といたしましては基礎を含む建物でございまして、設備工事費といたしましては、電気設備、空調設備、給排水設備が主な工事費となっております。

それと、その他工事費につきましては、外構工事、それとエレベーター等の工事費が主な工事内訳として計上させていただいております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、説明の方を木村理事の方から話をしてもらいました。そういう内容であれば、いわゆる建築工事の中に含まれるということですね。これから逆算したら、坪76万円6,000円ほどになるのかな。金額的に今さら高い安いと、そんな話をするのと違うけども、非常に立派な建物やなという気がいたします。

76万円ということだったら、今は物価が上がっているのかわからないけども、ほぼ鉄筋に近いような建物金額になるのかなということを思います。提出いただき、ありがとうございました。

西井委員長 進捗状況ということですので、土谷整備部長よりお願いします。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」に関しまして、都市整備部の方から主にハード面の現在の状況についてご報告申し上げます。

現在の進捗状況につきまして、まずこれまでいろいろ本常任委員会の中でもご意見をいただいております建築確認につきましてですが、9月1日付で県の方から建築確認の方をいただいている状況でございます。

建築工事につきましては、今現地の方で現場施工の準備中の状況でございます。

続きまして、調整池工事につきましても、さきの臨時会の方で契約の議決をいただいておりますが、こちらの方も現場の方につきましては、準備工、また周辺の地域調整等をおこなっている状況でございます。

調整池、先ほどもご説明させていただきましたが、本体は2次製品で現地搬入の上、設置という計画になっておりますが、こちらの2次製品の方は請負業者の方が工場に発注済みの状況というふうに聞いております。

以上でございます。

西井委員長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 産業観光部の下村でございます。

道の駅におきますソフト部分の進捗状況についてでございます。

運営会社「株式会社道の駅かつらぎ」につきましては、平成27年7月27日に設立されました。平成27年8月19日に株式会社道の駅かつらぎの取締役部会が開催されまして、平成27年8月31日に臨時株主総会が開催されました。

また、農産物直売所の出荷登録につきましては、平成27年7月12日に農業フォーラムにおいて出荷募集の説明会が開催されまして、翌日の7月13日より申し込み受付が開始され、申し込み状況につきましては、平成27年9月10日現在で151件と聞いております。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこのことについて、何かご質問などはございませんか。よろしいでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 土谷部長から9月1日に建築確認がおりたということを知っていたけど、もう既に発注は終わって工事を着工している、本当にそういうやり方でもいいのかどうかということをもまず1

点と。

それから、前回のときに、いわゆる提案型、基幹型ということで聞かせていただいた。そのときに直売所とか、こういうようなものは基幹型ですよという話を聞いた。いつかわからないけれど、レターケースにカラー刷りの資料を入れてくれていた。ここで色分けして基幹型、提案型、共有部分、こういうふうになっているが、結局この地域振興棟の建物自身は全体面積から見たら、提案型の面積の方が多いという解釈でいいわけか。ということは、前に提案型ですか、基幹型ですかと聞いたときに、売り場面積も全部基幹型であると言われていた。私が間違っているなら言ってくれたらいいけども。何でこの色分けをしてほんとレターケースに入れてあって、私が聞いたときに基幹型であると言っておいて、いつの間に提案型に変わったのかということをもまず1点と。

それから問題の都市再生、この事業の一番問題ですね、全部が前、副市長は補助率が違うのと違うかと言ったら、「いやいや、全体の事業費なので」と、こう言っていただいたわけやな。いわゆる都市再生、事業費が幾らで設定してあるのか。単純に言ったら、例えば10億円で設定していますよ、その40%が補助金、こういう計算になってくるわけです。ところが、この都市再生の地域振興棟は、丸々40%の補助金はつかないということになっていると思うんです。そこで補助金の考え方、市長の話では、18億円ときは「補助金ももらえますよ」、「特例債もいけますよ」、たしか「5,000万円持ち出し」と言われたと思うけども、私もそのときはちょっと不勉強でよくわからなかった。しかし、提案型ということになってきたら率が決められている。言ったら、全体事業費の何%以内におさめないで補助にのりませんよとか、いろんな基準があると思うけども、全体事業費が幾らで提案型が何%やからこうなりますとか、そういうことをこの委員会できちっと説明してもらわないと。聞かなかった私も悪かったのかわからんけども、全体事業費は18億円や、いつのまに24億円になったのかと。それで全て40%の補助金がつくのかということも教えてもらいたい。それと、現在、国に申請されている事業費、ただ都市再生が幾らや、道の駅には幾らやということを、ちょっと私が詳しく聞いていないので、今道の駅で幾らの事業申請されているのか、また、都市再生で幾らされているということを聞かせてもらいたいのと、補助金の計算式を教えてください。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの岡本委員からのご質問につきまして、お配りさせていただいています建築物の基幹事業、提案事業の色分けにつきましては、当初、都市再生整備計画事業における交付金事業申請をしたものをベースに、以前はお答えさせていただいたわけですが、そこから建築内容が変わった関係もございまして、変更の手續等を調整しているところでございます。お配りさせていただいた図面は、その変更の調整を行っておる建物、その時点での状況での基幹事業、提案事業の色分けをさせていただいております。

この道の駅事業につきましては、社会資本整備総合交付金と都市再生整備計画事業、この2つの交付金をいただいて、事業を行っているわけでございますが、社会資本整備交付金事業につきましては補助率55%で、今回の道の駅につきましては、県道御所・香芝線沿いの駐車場と地域振興棟前面の駐車場部分、こちらの方に投入させていただいている状況でございます。

ます。

都市再生整備計画事業の交付金につきましては、地域振興棟を含む残りの部分、これも以前の委員会で、そのエリア全体の中の社会資本整備事業とまちづくり交付金ということでエリア分けさせていただいた資料をお渡ししているところかと思えます。

委員の方がおっしゃられている基幹事業の上限につきましては、まちづくり交付金事業として挙げている事業の中の27%、要綱上は2割程度という書かれ方をしていますが、おおむね27%を目安として基幹事業、提案事業の仕分けをしているところでございます。

その中で、今回、提案事業部分のところ、主に建物の中に提案事業部分が集中しているわけですが、建物につきましては、建物の建築の予算の中で提案事業、基幹事業の床面積を出しまして、その割合でお金を按分しております。全体にかかる事業費で27%の中でおさまるかどうかというところで判断させていただいております。基本的には今のところ、その中におさまっているというふうに考えているところでございます。

以上です。

西井委員長 副市長。

生野副市長 岡本委員から9月1日の建築確認済みの件についてのご質問だったと思います。その後につきましては、前回の契約議決等のときにご説明申し上げたと思うんですけども、都市計画法の第29条の許可後に都市計画法の第37条協議をさせていただきまして、その許可をいただいた後に、建築確認の申請を行ったということでございました。その当時に、建築確認につきましては、8月末をめどにおけるということを説明申し上げたわけですが、そのときのご質問の中で、建築確認申請の中で内容等の変更はないのかということもご指摘があったと思うわけですが、それにつきましても、以前より十分な協議をした中での建築確認の申請を行ってございましたので、この変更も全くなかったということでございました。

なお、森下組との契約が終わった中で、確かに建築に関する工事については全く着手しておらなかったわけですが、造成等に伴う部分が一部この8億円の中に含まれておりますので、その工事をまず終わったということでございました。この9月1日に建築確認もいただいておりますので、これから基礎工事等に着手する件と、都市計画法の第37条協議の中の構造物につきましても、あわせて着手していくということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の方から建築確認について言われたけども、私は何遍も言っているように、手続上はそうかもしれないけども、普通一般であれば基礎工事であろうが造成であろうが、建築確認がおりないと工事の発注ができないのが通常の話やった。

私が疑問なのは、何で役所は建築確認がきちっとおりなくてもできるのかなということ不思議に思っている。副市長も言えないことはよくわかります。だから、この議論はしません。今後、こういうことをしないようにだけやっていかないと、世間一般に知れてしまったら、詳しいことがわからない人は役所だって建築確認なしで建てられるねんということが、

先に飛び交ってしまうということやから、何遍もしつこく私は言っているわけで、この件については何も言いませんので、それで結構です。

今、土谷部長からいろいろ説明をしていただいたわけですが、ちょっと私は勘違いしていた、臨時会のときにもらった図面と若干変わっているというようなとり方を私はしたけど、ほとんど変わっていないと思うし、それはそれでよろしいやんか、もう発注してあるから。発注してから変更せん方がいいと思うし、それはそれでいいけど、私の言いたいのは、補助率の計算を教えてほしいと言っているわけや。55%、40%はわかっています。全体事業費を使わんと補助金は出てこないわけで、私は単純に目が悪いので、細かい字やから、ちょっと数字が間違っているかわからないけども、大体、1階の2,374平方メートルというのは基本やと思います。それに対して、基幹面積が313.24平方メートル、それから提案面積1,370.37平方メートル、共有面積690平方メートル、ちょっと私は目が悪いので違うと思うけど、その2,374平方メートルという面積は今も変わらないということでしょう、1階分でね。それで、単純に事業費で割っていかないと我々はわからないわけや。だから、例えば基幹部分で40%の補助がつきますよ、提案部分で28%、今部長が言われたけども、28%が正しいのか何かわからないけども、割合から見たら28%になっておるわけやな。全体事業費の提案型からいって、28%以内におさまらないで超えたら、40%の補助金つきませんよというのが、この都市再生やと思う。何も1つにこだわってまちづくりと言ったらあきませんとは言わへんけどね。今までのまちづくりと若干変わっていると思うんです。今までまちづくりやったら40%やったけども、例えばいろんな事業をやっていったら40%つきますよということやから、この都市再生になってきたら、いわゆる提案型、基幹型ということで幅広く市町村の希望というか、そういうものを入れた事業でゼロではなしに、国の方も補助金をやりますよというのが、私はこの都市再生の特徴やと思っておるんです。

けれども、何でもできるということはないわけやから、全体の事業費の中の提案型というのはたくさんしたらあきません。1つの線として28%以内にとめないで、例えば30%も40%もいかれたら、補助金はつきません。つかないと言ったらあかん。補助金が減りますよ、こういう制度やと思うんです。だから、私は全体事業費は幾らですか、それに対して、例えばやかましく言うな、当然28%以下になっておると、20%もいかへんという話が出てくると思う。そこで、根性悪を言ったら、18億円より24億円にふやした方が提案型の率が低くなってくるわけ。そんなことを言ったら怒られるかもわからん。例えばの話ですよ。だから私は事業費は幾らやと。今まで都市再生の事業費は幾らですよ、道の駅事業費は幾らですよ、きちっとした金額を聞いていなかった。今幾らで申請を出しているのか教えてほしいということと言っているわけです。いろいろ県道がどうか、接続は言わへんけども、そんなんではなくどういう計算をするということをお教えしてくれと言っているわけや。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、道の駅事業は、2つの交付金を組み合わせて事業を進めております。今回ご質問いただいている部分は、都市再生整備計画事業部分についてということ

で、そちらの方に限定してのお話をさせていただきたいと思います。

都市再生整備計画事業の補助率は、先ほども申しましたように40%でございます。基本的には、都市再生整備計画として申請した事業全体が40%の補助率で交付いただけるものがございます。基幹事業、提案事業とっておりますのは、その中でまちづくりに資するもの、都市再生整備計画事業の趣旨に合った内容、即した内容のものについては基幹事業で、先ほど委員がおっしゃられたように、自治体の提案を幅広く取り入れるために提案する内容のものについては提案事業というふうに仕分けをされております。

交付金の算定、計算方法ということをおっしゃられておりますが、基本的には事業の全体が40%で、その中で基幹事業と提案事業というふうに仕分けをした中で、提案事業分が全体の28%になっていけば、その提案事業の分についても40%の交付金がいただけると。その28%を超えた分につきましては、補助にのらないという形になるわけでございます。

先ほども申しましたように、もともと申しておりました18億円、また今変更させていただきました24億円の事業費の中で、社会資本整備と都市再生整備計画事業に仕分けをした中で、都市再生整備計画事業の内訳を整理して率を計算しました結果、今のところ28%以内におさまっておりますので、全ての提案事業に関しては、40%の交付率で交付金を執行可能というふうに判断しているところでございます。

最後に、先ほど私の答弁の中で27%になると申しましたが、委員のおっしゃられたように28%が正しい値でございました。申しわけありませんでした。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 しつこいですが、言っていることはよくわかっています。せやから、私の聞きたいのは、都市再生で幾らの事業費を申請してあるんやと。道の駅で幾らの事業の申請をしてあるんやということを聞いているわけです。それを教えてもらったら、私なりに計算できるわけです。ということはもっと言ったら、例えば10億円としましょう、10億円あって公園部分が幾らや、造成が幾らや、建物が幾らやと言ったら計算ができるわけです。今、その事業費を言われへんと言ったら失礼やけども、何で私が言っている都市再生の整備事業費は幾らですかと言ったときに、それをすっと答えてくれたらいいわけです。いろんなことを言ってくれていることは、詳しいことは知りません、プロと違うから。けれど大体はわかります。だから、今どうなっているということを聞きたいから、今現在で一番当初、18億円のときには幾らの事業費の申請を出したと、今24億円になったら幾らの申請を出したと言ってくれたらいいわけです。

それと、もっと言ったら、今ここで我々が聞いている24億円ですか、その事業費が国の方に変更申請として出たのか出てないのかということも教えてもらったらいいわけや。その金額を教えてくれと言っているわけや。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、国土交通省の方に申請しております都市再生整備計画事業の申請額につきましては、

21億円で申請をしております。この21億円に関しましては、道の駅の事業ですとか、二上神社口駅前の改良事業、そういったものがセットになって1つの事業として葛城山麓周辺地区整備事業という形で国土交通省の方に申請しているわけでございます。

そのうち、先ほどから問題になっております提案事業につきましては、提案事業部分の事業費につきましては、約4億3,000万円ということで、これを除しますと約20%という率になっておりますので、先ほど来申しているとおおり、28%以内におさまっているという状況でございます。

以上です。

(「ちょっと委員長、休憩してください」の声あり)

西井委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時27分

西井委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を行います。

土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。午前中に引き続き答弁をさせていただきます。

まず冒頭に、午前中の答弁の中で、現在申請している都市再生整備計画事業の額として21億円という答弁をさせていただきましたが、資料を確認したところ、関連事業費として社会整備資本分の額も含まれておりましたので、午前中の回答に誤りがありましたので、おわび申し上げ、訂正させていただきたいと思っております。

改めまして、事業費の内訳についてご説明をさせていただきます。

現在、道の駅事業としましては、全体額24億円として進めておりまして、そのうちの社会資本整備事業交付金の方で申請している額が8億円で、都市再生整備計画事業費分として申請している道の駅の事業として16億円、合わせて24億円という内訳で現在事業を進めております。

岡本委員がおっしゃられていました提案部分につきましては、地域振興棟の図面にお示しさせていただいている着色部分でございまして、その部分の面積案分した額が4億3,000万円で、現在16億円が都市再生整備計画事業分でございますので、4億3,000万円割る16億円で、おおむね27%ということで28%の中に含まれているということで、全て都市再生整備計画事業の40%の交付を受けることができるということで事業を進めさせていただいているところでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 朝から言っておったように、今現在が説明してもらったように24億円になっているわけですね。その一番当初、幾らで申請してあったのか、もう時間ないから種明かしを言います。当初、これを見ていたら、6,000万円を入れて13億5,500万円、これが都市再生やろう。それから、道の駅は5億1,400万円、これが当初申請や。そこから今言っている6,000万円、二上神社口は引かなあかんで。それでさっき、私がぽつと言ったけども、当初の交付申請と今の

交付申請はどうなっていると聞いたわけや。今、土谷部長が言われたように、数字はこれで合っていると思うけども、当初が16億円もないわけや。我々はこれしか持ってないわけや、正式に公表しているものしか。それからいったら、28%をはるかに超えるやろうということや、私はこの質問をさせてもらっているわけです。せやから、ちょっと言いましたやろう、事業費を膨らませたら率が下がってくる、根性悪やないけどと言ったけども、それを意識して膨らませたものか、たまたま膨らんだものかということや。

それで、今言われたように、提案型が27%ということになってクリアしていますと、こういうことや。それなら、あと1%しかないわけや。それは、ほかで事業を削ってまたここへ回すということもあるけども、やっぱりそういうようなことも我々は教えてもらわないと、火曜日からか、決算するけども、何を審議していいのか全然わからないわけやんか。ただ、世間に対して18億円で出発して、道の駅に55%だ、都市再生、まちづくり交付金はうちは40%だ、実際の市の持ち出しは5,000万円になると、こう説明されているわけです。我々は違いますよ、借金ありますと、こう反発してきたわけや。

その中で、今正直に言ってくれているのはよくわかるけども、それやったら我々がこれを見てやん、この事業費と今と、いつの段階でどう変わったということを我々にも教えてほしい。私ら議員と理事者では立場が違うから、私はいつも言っているのは文句を言っているのと違うわけ。やっぱり議員としても、中の内訳がどうなっているということを教えてもらわないとわからないし、あんまり時間がないので言わんとすることは理解してくれたと思うから、私ももう言わへんけど、次の決算のときに建設課とか尺土とか、いろいろあるけども、ちょっと委員長にお願いしておきたいのは、初めからの、例えば事業費で今我々が聞いているように、工事請負は幾らや、委託は幾らや、繰越し承認というのをしてきたわけや。ところが、この決算を見たときに内容が若干変わっておるわけや。トータルは変わらへんにしたってな。それは何も違反とは言わへんやん。私は人間が古いというのではないけども、繰越し承認をもらうときに今とやり方は変わっているか知らないけど、例えば10億円なら10億円を繰越したら、この部分は何億円だ、この部分は何億円と承認をもらっているはずや。それを今度は決算が出てきたら、増減があるわけや。どこへどうなっているのか、繰越しされて、その繰越しが100%使ったならいいけども、たくさん不用額が出ている。実際使ったか、私もわけがわからなくなっているわけや。全体の事業費をつかもうと思ったって、例えば全体の事業費は幾らやということもわからへん。変更は幾らになったかわからへん。それでずっと来られて、決算を審査しろ、審査しろと言われたって、中身はどう理解していいかわからないから、すみませんけど、委員長に言ってもいいかわからないけども、この決算に各事業の当初から平成26年までの内訳を事業費で幾らや、そのうちの補助金は幾らや、起債が幾らやという資料を出してほしい。一度出してくれたら、今度は平成27年やったら足したらいいわけや。それをもらわないと、決算審査はとてもできないし、これも今16億円と言っているけど、いつの時点で13億からこうなったのかよくわからないけども、それも入れて一度出してほしいということをお願いしておきます。

西井委員長 副市長。

生野副市長 ただいまご要望をしていただいたと思うわけですが、当然のごとく、この道の駅に関してまでを申しますと、平成24年から事業を実施させていただいているわけですが。その部分の平成26年度までの年次繰越し等を含む執行額の財源内訳等の申し出があるかと思えます。その分につきましては、当然執行いたしておるわけですが、できる限り決算特別委員会の当日に間に合うように、平成24年度からの国庫事業なりの55%と40%の割り振りなり、財源内訳ということをおっしゃっていると思えますので、尺土駅前と国鉄・坊城線に絡む部分につきましては、ある程度の表にさせていただきまして、提出させていただきます。そういうことで、本日は岡本委員にご了承いただきたいと思えますとともに、全委員の皆さん方に、そういう形の中で資料をお示しさせていただくということでご承知願いたく思います。よろしくをお願いします。

西井委員長 それなら、レターケースへ入れておいてくれる。

岡本委員 やっぱりこういうやつはレターケースへ入れたらあかんから。出してくれるということやから、当日に渡してもらったらどうですか。そういう金額的なやつはレターケースに放り込むのはいいことではないと思うので。そういうことでよろしく願いしておきます。

西井委員長 生野副市長。

生野副市長 道の駅部分と地域活性化事業と尺土駅前については、すぐ用意できると思えますけども、国鉄・坊城線に絡みまして、いろんな国鉄との期間延長等もある中で、できる限り3事業とも間に合わせていただきたく思いますので、その分につきましては、決算特別委員会の当日に、委員は8名ですので、委員会に来られる方はそのときにお渡しできると思えますけども、欠席委員については、レターケース等に入れさせていただきたく思いますので、よろしく願いします。

西井委員長 では、委員会当日に配付してもらおうのと、委員以外についてはレターケースということで、よろしく願いします。

ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 1点だけ確認させていただきたいんですけども、今計画中の地域振興棟の中に商工会は含まれていませんね。市民の方に聞かれたんですけども、これができたら商工会は向こうに移るんですかということで、それは聞いていないからないですよというふうに返事しましたけれども、それでよろしいですね。

西井委員長 副市長。

生野副市長 当然、地域振興棟の中には商工会の事務所は含まれておりません。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめて……。

阿古委員 道の駅について全部ですか。

西井委員長 本日は進捗状況を中心にして……。

阿古委員 いや、また何か説明するような話だったから。じゃあ、いきますわ。もう説明はないんで

すね。

西井委員長 はい。阿古委員。

阿古委員 地域振興棟につきましては、過日もう契約が終わりまして、それで工事が始まっているんですけども、道の駅の西側に違法盛り土の箇所が、市が購入しましたから市の土地がありますよね。その整備というのはいつごろされるんですか。

西井委員長 副市長。

生野副市長 吸収源の公園事業として事業を実施いたしておるわけでございますが、今現在、切り土部分、山の頂上部分は約3メートルほど切り下げて、先月、6月議会で議決いただきました公社との随意契約の用地の部分に土をおろしているわけでございまして、その工事につきましては、今月末から10月中に終わろうかということでございます。

その後につきましては、県の砂防工事を実施していただくということでございまして、それにつきましては、今年度中、平成28年3月に県の方は工事を終わっていただく予定をいたしまして、その後に吸収源緑地事業の対策の工事を行う予定といたしております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 実は、これを確認したのは、この工事は地域振興棟を建てますよね。建つ時期と今言っている土砂災害の危険地帯、それとどっちが早いかという話の確認なんです。というのが、きのう、おとつからきょうにかけてテレビを見てみると、鬼怒川が氾濫して特別警戒警報やったかな、自分の命を守ってくださいという警報が出て、それで何十年に1回というか、観測史上初めてやとか、そういう気象状況の中で何が起こるかわらないというのが正直な話ですよ。そうすると、地域振興棟や道の駅の部分が、本来はそれが終わって工事にかかるべきやと僕は思っています、本当のことを言うと。せやから、間違っても、地域振興棟ができたときに危険エリアが解消されていないでスタートは、僕はすべきやないと思いますので、その辺の確認だけはしておきたかった。

今の話やと、平成28年3月には全て終わっているという理解の仕方でもよろしいんですか。それとも、まだ一部そういう工事関係が残るという理解の仕方なのか、その辺だけもう一度確認。

西井委員長 副市長。

生野副市長 私が先ほど申しましたように、今は頂上部分の切り下げ工事を行っております、間もなく竣工予定をいたしております。その後に県の砂防工事を行っていただくわけでございます。それが平成28年3月と。その中で、今心配いただいている土砂災害等の危険性はなくなるという判断をいたしておるわけでございまして、その後、平成28年度に入りまして、最後の公園の整備を最終的に行う予定をいたしておりますので、この振興棟につきましては、平成28年3月末完成でございますので、その完成時期については、先ほど来申し上げております違法盛り土の危険な箇所については解消できておるということでございます。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件についても、現在の事業の進捗状況などについて理事者より報告をお願いいたします。
土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。

尺土駅前整備事業につきまして、現在の進捗状況についてご報告申し上げます。お配りしております図面の番号に従いまして説明を進めさせていただきたいと思っております。

現在の状況といたしまして、⑬の土地につきましては、契約に基づきまして地権者の方で建物の取り壊しを現在進行していただいているところです。現状はおおむね取り壊しが完了している状態でございます。

続きまして、⑰番の土地につきましては、引き続き交渉を進めているところでございますが、金額等の条件面については了解をいただいております、移転先等についても決定している状況で、現在移転の計画の方を地権者の方で進めていただいているような状況でございます。

今後、先ほども申しましたように、⑬番の土地について取り壊しが終わりますので、都合⑫、⑬、⑭、この区間につきまして用地買収済みというふうになっております。この区間につきまして、完成形に対して手戻りのない範囲で工事を進めていけないかということは今検討しております、歩道の設置など、先行して行うことを検討しているところでございます。

⑬番の取り壊しですとか、今後、用地が整った区間の歩道設置などで目に見えて現地の方を進めることができるようになりますので、現在、未契約の地権者に対しても、行政側として進めていくという意思を示すことができるのではないかと考えておりますので、今後まだ残っております地権者の部分に対しても、引き続き交渉を強めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 土谷部長から説明してもらったわけで、結局、平成27年度に入って平成26年度で繰越しがあったと思うけど、この繰越しの中で⑬番は共同住宅というのかな、これだけが契約できて取り壊しになったということで、ほかはまだ交渉中やと、こういうことやな。副市長の話では、平成27年は一服して平成26年、繰越し分を一生懸命用地買収するということではあったけども、1件だけはできた、これは進んでいくからそれでいい。それと工事の関係やけども、きちっと道路の工事をすれば補助にのるけど、取り壊しをして、例えば駐車場に使うとか道路を広げていくといったら、みんな、これ、単費を出していかなあかん。それはみんな補助にのるわけですか。また、仮設ものるわけですか。それだったら、できるところからある程度、完成形に近いようにやっついていかないと、以前から聞いておるように、地元では全部買収しないと工事にかかれないというような出発点があったと思うけども、その辺の分をどう考えているのか。それは違いますよと、用地ができたところから完成形に近いように工

事をやっていきますよということに進んでいかれるのか。

それと、やっぱり葛下川、この工事ができないと中を幾ら広げても、この道路の利用ができないということやから、なかなか難しいと思うけど、やっぱり重点的に①番、②番、③番、この辺を買収しないと完成形に近づいていかない。その辺の状態がどういうふうになっているのか説明してもらいたいと思います。

西井委員長 生野副市長。

生野副市長 ただいまのご質問でございます。

⑥番のところは当初の建設用地で、この部分について一部完成形で工事を行っておるわけでございます。当然この部分につきましては補助金をいただいております。先ほど土谷部長が申しました⑬番、⑭番付近につきましても、一部完成形として補助対象になるような工事を行っていく予定をいたしておりますので、一部単独が部分的に出るかもわかりませんが、あくまでも55%の補助対象になるような工事を行っていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど⑰番の件につきましては、今月末には契約できるかなというような運びになっておるわけでございます。先ほど来心配していただいております①番と②番の件でございます。③番につきましては、内諾を得ておりますので、①番、②番が契約次第、同時に契約するということとなります。当然、私のやり残しの事業でもございますし、この①番につきましても、私が先頭に立って今用地交渉も行っておるわけでございます。6月の調査案件でも申しあげましたように、今年度中にはめどをつけていくという覚悟を持って、部員一同、取り組んでおりますので、今後も用地交渉に邁進していきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでしたら、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。本件につきましても理事者より報告をお願いいたします。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの行財政改革に係る事項についてでございますが、現在まで新市建設計画の変更等はございませんので、報告事項はございませんが、現在5年間の計画であります総合戦略における人口ビジョン、10年間の総合計画における将来人口、人口動向におきまして、先行して決定されております新市建設計画との整合性を図って計画を進めておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 この件につきましては、特に報告事項がないということでございますが、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

岡本委員。

岡本委員 今、米井部長の話があって、総合計画を作成しているが、いわゆる人口フレームの関係で、今極端に幾らということはできないけども、今の計画で大体どのくらいということは、10年前は合併しても人口がそのくらいふえないやろうという形の中で人口設定して3万四千幾らぐらいやったかな、設定してあるわけや。今、幸いにして合併して11年、これで約1,500人ふえましたと、こう言っているけども、今後10年の段階で、どのぐらいの伸びを見ているのかなと。

西井委員長 高垣補佐。

高垣企画政策課長補佐 企画政策課の高垣です。よろしくお願いします。

ただいま岡本委員のおっしゃいました人口ビジョンの考え方ですけども、ただいま作成中のごさいますて、具体的な数値はまだ出せないんですけども、新市建設計画で報告させていただいています、昨年12月の人口のモデルをもとに設計しておるところでございます。でするので、このままある程度ふえるという前提で計画しております。

以上です。

西井委員長 米井部長。

米井企画部長 概略としてそれぞれの人口年度の考え方でございますが、もちろんご存じのように新市建設計画につきましては、見通しとして平成32年度、いわゆる2020年度まで、参考表示といたしましては、平成37年度の2025年度までということで計画を立てさせていただいております。

総合戦略につきましては、2040年、いわゆる平成52年度の人口問題研究所の明示がある部分になるか、総合政策企画監が答弁されたように、国の長期ビジョンの2060年、これになるか、どちらか今協議をしている最中でございます。

総合計画につきましては、設定は計画期間の平成38年、2026年になろうかというふうに思っております。ただ、前回の計画によるならば、見通しは平成48年、2036年というふうな見通しの中で人口計画を立てさせていただくことになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 この問題は非常に難しい。今言われた国の設定基準もあるやろうけども、市町村は国から、即というわけにいかない。もちろんそれは新市建設計画が出てくるけども、その辺で極端に言ったら、人口をふやしていくという考え方に立つのか、ある程度人口はそのくらいにふやさないという考え方に立つのかによっては変わってくると思うけども、その辺をきちっと詰めてもらいたいなど。10年前は失敗とは言わないけども、合併当時の考え方と10年たったら、だいぶ変わってきた。減らなくてよかった、ふえたでよかったのか、どっちがよかったかわからない。けれど結果的に差が出てしまったので、そういうことを私も懸念するから、こんな聞き方をしている。今おっしゃるように幾らや、これができないということはよくわかっています。けれども、ある程度人口をふやしていくという考え方で総合計画を立てていくのか、その辺を聞いたかったから、よくわかりました。

西井委員長 このことについてほかに。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきましても理事者より報告をお願いいたします。

米井企画部長。

米井企画部長 公共バスの運行についての進捗状況のご報告を申し上げます。

葛城市地域公共交通活性化協議会は、前回の報告時から開催されておられませんので、協議会に対しての報告事項はございませんが、臨時会でお認めいただきましバスの購入の経過、そして運行事業者の委託につきまして、進捗状況がございますので、企画政策課長の方からご報告の方を申し上げます。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、私の方から、葛城市公共バスにかかる報告を申し上げます。

まず、8月臨時会において、小型のステップバス及びマイクロバスの契約、コミュニティバスの委託料に係る補正予算を承認いただきました。この件につきまして、現在の状況をご報告させていただきます。

最初にバスの件でございますが、現在、納入時期を確認しているところでございます。小型のステップバスにつきましては、以前にもご説明いたしましたとおり、バスの需要が急増しておる実情がございます。最短で、現在は1月中に納入できると報告はいただいているところではございますが、12月の運行に向けて、更に交渉をしているところでございます。

また、マイクロバスにつきましては、契約後に改造にかかる打ち合わせを行い、一部特殊部品について納期が不明であるということで、納期の方は現時点で明確にはされなかったというところなんですけれども、こちらは契約時期が1月末までということになっていますので、今の時点では、これも1月に納入があるであろうと予想されるところでございます。こちらにいたしましても、早急な納期の確認をいたしまして、運行日の方の決定を至急に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、運行委託、運行業者の決定でございます。平成27年8月19日にプロポーザルの実施に当たり、3社に通知を送付いたしました。最後のプレゼンテーション及び審査結果の発表は9月25日、この日で運行事業者が決定される予定となっております。

以上、公共バスについてのご報告を終わります。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などがございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、説明を聞いておったら、結局年内というのか、年度内の運行は無理かわからんねんな。1月末やから2月ごろからいけるということになるわけですか。

(「2月ごろは」の声あり)

岡本委員 いけるということやね、なるほどな。

あと、委託がこの25日に決まると、こういうことやな。

西井委員長 ほかに質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。

地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、また尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し入れがあれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

西井委員長 ほかに委員外委員の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝より委員会を開催させていただきましたところ、慎重な審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

これもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

西 井 覚